

## 労働組合に説明しないのは協約違反だ！ リニア中央新幹線計画について申し入れる！

マスコミ各社は、JR東海が東京～大阪間のリニア中央新幹線計画で3案ある想定ルートの路線距離や工事費を明らかにしたと報じました。その中には、想定ルートは路線距離や沿線需要などから、木曾谷ルート、伊那谷ルート、南アルプスルートの3案が検討されているとし、リニアの大阪延伸についても所要時間や工事費など具体的に掲載しています。また、東京～名古屋間の「1県1駅」構想や大阪延伸に伴うルートの具体的な構想まで報じました。

このリニア中央新幹線計画については、平成20年1月9日に開催された経営協議会において「自己負担を前提とした東海道新幹線バイパス、即ち中央新幹線の推進」についてとして説明を受けましたが、その後には、会社からの説明はまったく無く、マスコミ報道でしかリニアに関する情報は掴めませんでした。

リニア中央新幹線計画は、8兆円とも9兆円とも言われる巨額な工事費が必要となることから社運を決する計画であることは周知の事実です。しかし、会社は何一つ労働組合に説明していません。極めて不当な対応です。なぜなら、会社と労働組合が締結している労働協約の第27条2項(1)には、経営協議会を開催して労働組合に説明する事項として「事業の運営計画に関する事項」との記載があるからです。リニア中央新幹線計画はこの項目に該当する内容であることに疑問の余地はありません。従って、労働組合への説明責任を果たしていない会社に対して、10月30日申し入れを行いました。

### 「申」第16号 リニア中央新幹線計画に関する申し入れ

1. 現段階におけるリニア中央新幹線計画を具体的に説明すること。
2. 全国新幹線整備法に基づく4項目の調査結果を説明すること。
3. 超電導リニアの技術レベルの現状を説明すること。
4. ルート決定に対する地元自治体との議論経過を説明すること。
5. 工事による自然・環境破壊の有無を説明すること。